

国保データベース(KDB)システム・ KDB補完システム研修会 6月2日(火) 本大会議室

国保データベース(KDB)システム・KDB補完システムは、「医療」「介護」「健診」に係る統計情報等を活用しながら、PDCAサイクルにより効率的・効果的な保健事業の実施をサポートすることを目的に導入しています。本システムの有効な活用を目的に、国保の保健事業担当者および高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施担当者を対象に研修会を開催し、33名の参加がありました。

はじめに「システムの概要と保健事業への活用方法」について説明を行い、続いて「基礎的な操作方法」の説明を行いながら、実際にシステムを操作していただき、市町の医療費の状況や特定健診の状況、被保険者の状況を確認いただきました。最後に、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施にかかる各種ツールについての説明を行い、ツールを利用した対象者の抽出方法などを確認いただきました。

参加者からは「様々なデータの集計や抽出等ができることが知れてよかった」



▲研修会の様子

「時間が短く、かなりかけ足だったのでじっくり聞きたい」「事業対象抽出、現状把握に使いたい」といった意見が寄せられました。

今後は、市町に支援訪問を行いながら、両システムを活用いただける取組を行って参ります。

介護給付適正化担当者研修会 6月30日(火) 本大会議室

「滋賀県における介護給付適正化のための取組方針」に基づき、滋賀県・市町・国保連合会が一体となって介護給付適正化事業を促進するため、令和8年度介護給付適正化担当者研修会を滋賀県と共催で開催しました。

研修会は、担当職員のスキルアップを目的とし、ケアプラン点検の必要性等を学んでいただく場として、市町および県担当職員等合わせて24名の参加がありました。

最初に、センソラル介護経営事務所代表の中健太郎氏から「保険者のケアプラン点検について」と題して、個々の受給者が真に必要な過不足のないサービス提供を確保できるよう、ケアプラン点検のポイントについての講演をwebにていただきました。

続いて、滋賀県介護支援専門員連絡協議会の前田理事から「ケアプランの作成について」と題して講義があり、令和7年度の派遣事業での問題点、各様式ごとの作成上のポイントやテクニク、各帳票間の連動、点検を行う視点等について丁寧な説明をいただきました。

参加者からは「講演や講義について、



▲研修会の様子

今後のケアプラン点検に活かしていきたい」「ケアプラン点検について保険者側の視点、専門職の方々の見方や考え方を知ることができ、見識を深めた」といった意見が寄せられました。

今後も担当者のスキルアップにつながる研修会を開催し、市町が実施される介護給付適正化の取組を支援して参ります。

国保・保健事業担当課(係)長・保健師合同研修会

7月2日(木) ピアザ淡海 県民交流センター 207会議室

国保・保健事業担当課の課長・係長・保健師等を対象として、令和8年度国保・保健事業担当課(係)長・保健師合同研修会を開催しました。市町の国保事業担当者や保健師等58名の参加がありました。

2部構成で開催し、第1部は「保険者努力支援制度について」と「データヘルス計画推進のための基本的な事項」について滋賀県医療保険課と国保連合会から説明を行いました。

第2部は、帝京大学大学院 公衆衛生学研究科 研究科長 福田吉治教授に「データヘルス計画中間評価の進め方」と題し、データヘルス計画の総論や個別保健事業、中間評価の実際や理想的な中間評価の内容を交え、ご講演いただきました。

その後、グループワークを行い、各市町のデータヘルス計画の中間評価の進め方や取組状況について情報交換をしながら、これから中間評価



▲講演の様子



▲グループワークの様子

を進めるにあたって取り組みたい事について話し合っていました。長時間にわたる研修でしたが、参加者からは「中間評価の進め方について、具体的に理解できました」「講

師から中間評価にかかる様式も提供いただけて、とても参考になった」「他市の方も同じところで悩んでおられ、共有・確認出来て良い機会となりました」との意見が寄せられました。



特定健診・特定保健指導担当者説明会 8月5日(水) Web開催

特定健診・特定保健指導の担当者や保健師、管理栄養士等41名に参加いただき、主に特定健診等法定報告について、本会職員より説明を行いました。

法定報告がなぜ必要なのかといった法的根拠から、報告の対象者、集計項目などの概要に続き、法定報告データ作成までの手順や実際に特定健診等データ管理システムにより行うことのできる作業などについて、資料に沿って説明を行いました。

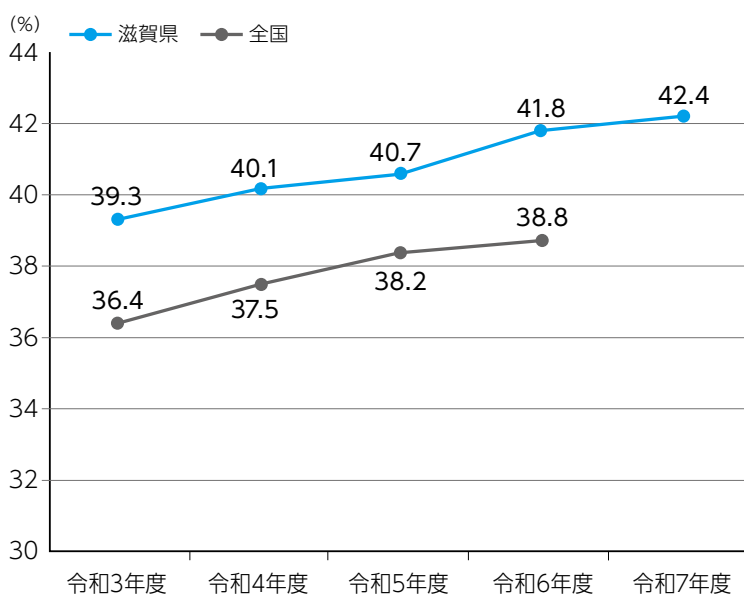
本報告作業は全国スケジュールにより行われるものであり、別表に記載のとおり最終報告期限までに必ず作業を終える必要があることから、余裕を持ったスケジュールにて確認等の作業を行っていただくようお願いをさせていただいたところです。

最後に情報交換を行い、日々の業務で困っていることや、他市町の取組を共有しました。

参加者からは「保険者が行うべき

業務をスケジュールの形で示していただき、把握が行いやすかった」「他市町の取組内容が聞けて参考になった。今後も同様の情報交換・情報提供の場があれば、積極的に活用していきたい」などの感想をいただいております。

特定健診受診率の推移



※令和7年度は令和8年8月末時点での速報値
滋賀県：県内市町国保保険者総計 全国：全国市町村国保保険者総計

別表 法定報告スケジュールのポイント

- 確認資料作成処理（初回） 9月 3日（木）
↳ 第1回法定報告締切日 9月 11日（金）
- 確認資料作成処理（2回目） 10月 1日（木）
↳ 第2回法定報告締切日 10月 9日（金）
- 確認資料作成処理（3回目） 10月 13日（火）
↳（※10/16～20はマスタ更新のため、システムの使用は不可）
↳ 第3回（最終）法定報告締切日 10月 21日（水）



なるべく第2回目10/9までに報告できるよう入力、確認作業を終えるよう努めてください。